皇子宮の経営

―大兄と皇弟―

はじめに

一 皇子宮と大兄

三大皇弟皇子

四 主稲と屯田司舎人

おわりに 一年 一日日弟

仁

藤

敦

史

論文要旨

例を検討するならば、通説のように同母兄が大王位にある場合に用いられる例例を検討するならば、通説のように同母兄が大王位にある場合に用いられる例とのような条件でなり得たのかを考察の目的とした。との結果、皇子宮の経営主体は大兄制と密接な関係にあるが、必ずしも大兄に限定されないことが確認できた。皇子宮の経営は、王位継承資格を有する王に限定されないことが確認できた。皇子宮の経営は、王位継承資格を有する王に限定されないことが確認できた。皇子宮の経営は、王位継承資格を有する王に限定されないことが確認できた。皇子宮の経営は、王位継承資格を有する王に限定されないことが確認できた。皇子宮の経営は、王位継承資格を有する王に限定されないことが確認できた。皇子宮の経営主にはどのような王族が、どのような条件でなり得たのかを考察の目的とした。

副次的・補完的な継承原理は「大兄の時代」とされる継体朝以降も底流として号の使用以前に遡れないとするならば、本来的には「大兄」の称号に対応して「大弟(オポイロド)」と称されていたことが推定される。「主弟の原理」のみにより王位継承は決定されるわけではなく、大王と同じ世代のイロド皇子がすべて「皇弟」と称されたわけではないことに留意すべきであり、大兄でなくても、人格・資質において卓越したないことに留意すべきであり、大兄でなくても、人格・資質において卓越したないことに留意すべきであり、大兄でなくても、人格・資質において卓越したないことに留意すべきであり、大兄でなくても、人格・資質において卓越したないことに留意すべきであり、大兄でなくても、人格・資質において卓越したと考えられる。「上記が大皇子に対する称と考えられる。」とでも称すべき異母兄弟間の継承や人格・資質をも問題にする、大兄になる。

存在したことが推測されるのである。

はじめに

皇子宮とは、古代において大王宮以外に営まれた王族の宮のうち皇子が居住主体である宮を示す。筆者はこれまで、皇子宮のうち厩戸皇子とが居住主体である宮を示す。筆者はこれまで、皇子宮のうち厩戸皇子とが居住主体である宮を示す。筆者はこれまで、皇子宮のうち厩戸皇子とを上手をが居住した嶋宮の伝領過程についても論じた。しかしながら、とうした考察はあくまでも事例の考察に主眼を置いたため、皇子宮全体について一貫した見通しを提示することは不十分であった。本稿では、たついて一貫した見通しを提示することは不十分であった。本稿では、皇子宮の経営主にはどのような人物が、どのような条件で就き得たのか、皇子宮の経営主にはどのような人物が、どのような条件で就き得たのか、皇子宮の経営主にはどのような人物が、どのような条件で就き得たのか、皇子宮の経営主にはどのような人物が、どのような条件で就き得たのか、皇子宮の経営主にはどのような人物が、どのような条件で就き得たのか、皇子宮の経営主にはどのような人物が、どのような条件で就き得たのか、

皇子宮と大兄

天皇または太子となっていること、七世紀中葉にはその実例が見えなく貞氏は、大兄の特徴として、原則として天皇の長子であり、多くが後にから七世紀にかけて「大兄」の称を持つ皇子が多数確認される。井上光から大兄制の議論を概観してみたい。『日本書紀』等によれば、六世紀まず、皇子宮の経営主体になりうるのはどのような王族かという立場

称号であるかどうかについては議論が分かれている。 称号であるかどうかについては議論が分かれている。 称号であるかどうかについては議論が分かれている。 称号であるかどうかについては議論が分かれている。 称号であるかどうかについては議論が分かれている。 称号であるかどうかについては議論が分かれている。 称号であるかどうかについては議論が分かれている。 称号であるかどうかについては議論が分かれている。 称号であるかどうかについては議論が分かれている。

て指摘されたのは荒木敏夫氏である。すなわち、大兄について「母を同こうした大兄制をめぐる議論において皇子宮と大兄との関係をはじめ

異なり一度に複数が存在し得る)としての内容が付加されるという重要 資格者が使用すると、長子の意味だけにはとどまらない「ヒツギノミコ」 じくする王族内の単位集団の代表」と定義し、 皇子宮の経営主体として大兄の存在に注目されたのである。 な指摘をされた。すなわち、この単位集団の物質的基礎が皇子宮であり (皇太子制成立以前の王位継承にかかわる有力な王族、後の皇太子とは 王族内の有力な王位継承

自明ではなく、別に検討されなければならない。すべての同母兄弟中の 相当するのであるが、王族内の単位集団の中で彼が同母兄弟中の長子で をえない。 理」で割り切ろうとされるが、それだけで説明することには躊躇せざる が少なからず存在する。その例外について荒木氏はすべてを「大兄の論 のであるが、本稿の主題である皇子宮の経営主体という観点から見た場 与えることになる。 長子が大兄を称していないことからすれば、限定された者だけに与えら あるという理由だけですんなり「大兄」の称号を自称できたかどうかは 王位継承予定者は限定されており、 になり得たかどうかにも関係し、 なった例を検証することは、裏返せば大兄が自動的に皇子宮の経営主体 ることが要求される。その場合、 れたことは当然であるが、その限定の理由およびプロセスを明らかにす 大兄をめぐる議論については、 宮の経営主体となっているにもかかわらず、大兄ではない王族の例 すなわち、 最近、 『日本書記』の描写に従うならば当初から有力な 篠川賢氏は、 大兄制そのものの議論に大きな影響を 大兄以外の王族が皇子宮の経営主体に 基本的に筆者はこの荒木説に賛同する それはおおむね大兄を称する皇子に 大兄を称する王族のみに共通し

> ように思われる。 子宮と大兄の相関関係について、その継承原理を明確化する必要がある に必ずしも成功していないことが、こうした批判を招いたのであり、 には必ずしも従いにくいが、 子を意味する敬称にすぎないという結論を導かれるのである。その結論 を批判した。大兄に共通する性格が明確でないことから、消去法的に長 て認められる、 明確な性格の見出し難いことを大きな論拠として荒木説 荒木説において例外的な事例の処理・説明 皇

穂別尊を除いた以下の七例であることに大きな異論はない。(四) 八例から直木孝次郎氏の批判に従って、仁徳皇后の長子である大兄去来 まず、王族内で大兄を称する皇子の実例は、井上光貞氏が指摘された

さらど	7	6	5	4	3	2	1	
さらに、皇子宮の経営主体であることが伝えられる王族としては、	中大兄皇子	古人大兄皇子	山背大兄王	押坂彦人大兄皇子	大兄皇子(橘豊日命)	箭田珠勝大兄皇子	勾大兄皇子	[名前]
であることが伝えられ	舒明皇后の長子	欽明夫人の一子	厩戸皇子の一子	敏達元皇后の長子	欽明妃の長子	欽明皇后の長子	継体皇后の長子	[系譜関係]
れる王族として	紀·家伝	紀・家伝	紀·帝説	紀	紀	紀	記紀	[出典]
ては、以下	天智				用明		安閑	即位

1 菟道宮 宮名 太子菟道稚郎子 経営主体 応神の子 系譜関係

の

ような実例が知られる。

5

												J	国立歷	史民	俗博物	館研	究報告	第	50集	(1993	3)
17	16	15	14		13			12	11	10		9	8	7		6	5	4	3	2	
市経家	皇太子宮(宮殿)	私宮	軽皇子宮	(飽波宮)	泊瀬王宮			斑鳩宮	上宮	穴穂部皇子宮		水派宮	糸井王家	海部王家		柴宮	市辺宮	大草香皇子家	太子宮	難波(宮)	桐原日桁宮
有間皇子	中大兄皇子(天智)	古人大兄皇子	軽皇子(孝徳)		泊瀬王	山背大兄王		太子厩戸皇子	太子厩戸皇子	穴穂部皇子		押坂彦人大兄皇子	糸井王	海部王	弘計王(顕宗)	億計王(仁賢)	市辺押磐皇子	大草香皇子	太子去来穂別(履中)	大鷦鷯尊(仁徳)	
孝徳の子	舒明の子、嶋宮?	舒明の子、大市宮?	茅淳王の子	成福寺付近	厩戸皇子の子	厩戸皇子の子	法隆寺東院地下遺構	用明の子	用明の子	欽明の子	郷?	敏達の子、広瀬郡城戸	系譜未詳、訳語田	系譜未詳、訳語田	同上	市辺押磐皇子の子	履中の子	仁徳の子	仁徳の難波高津宮?	応神の難波大隅宮?	『山城風土記』逸文
と思われる。	で死没していることからすれば、後半の四人と同様に考えることは可能	王宮に格上げされたとするならば問題はなく、箭田珠勝大兄皇子も途中	と同じく大兄皇子(用明)も後に即位しており、皇子宮を基礎として大	皇子宮を経営したという明瞭な記載を欠いているが、勾大兄皇子(安閑)	の四人で大兄の実例の後半部をヵバーしている。前半の三人については	されるのは押坂彦人大兄皇子・山背大兄王・古人大兄皇子・中大兄皇子	現は同時期と考えることができる。大兄と皇子宮の経営がセットで確認	していた可能性は高いといえる。もしそうであれば、大兄と皇子宮の出	皇となっていることからすれば、即位前の段階から皇子宮を同所で経営	記載がないが、勾大兄皇子は名を同じくする勾金橋宮で即位して安閑天	を同じくしていることが指摘できる。 さらに、『日本書紀』には明瞭な	から出現するのに対して、皇子宮は継体の孫の世代から出現し、ほぼ時	大兄出現との関係からいえば、大兄が継体の子供の世代(勾大兄皇子)	が確認される。	宮は同一世代にかたまることなく、同母兄弟集団ごとに設定されたこと	譜未詳の諸王を除けば(これらは宮でなく家と表記される)、ほぼ 皇子	宮を確実な実例とすることができる。ちなみに、伝承上においても、系	六世紀の後半以後と考えられ、押坂彦人大兄皇子の水派宮や穴穂部皇子	皇子宮の出現は、応神・仁徳朝における伝承的なものを除けば、ほぼ	※ 天武の皇子たちについては省略する。	18 皇大弟宮 大海人皇子(天武) 舒明の子、「大津京」内

5

泊瀬部皇子 (住迹皇子) (天香子皇子)

> 5 4

泊瀬部皇子 葛城皇子

5

泊瀬部皇子 (天香子)

穂部皇子の宮、厩戸皇子の上宮・斑鳩宮、泊瀬王の飽波宮、軽皇子の宮、(5) 営主体になっている例が少なからず存在することである。すなわち、 とが明瞭な穴穂部皇子と大海人皇子について詳しく検討してみたい。 るので一応除外しておく。以下では残りの四例、特に次男以下であるこ 皇子の上宮・斑鳩宮、有間皇子の市経家についてはいずれも長子とされ 有間皇子の市経家、大海人皇子の皇大弟宮などである。このうち、 むしろ問題となるのは、 大兄と称されないにもかかわらず皇子宮の経 厩戸 穴

皇 弟 皇 子

兄弟関係については以下のような異伝もあり一定していない。(音) 条にその記載があり、父は欽明天皇、 穴穂部皇子の系譜関係については、『日本書紀』欽明二年三月 母は蘇我氏出身の小姉君とする。

泥部穴穂部皇子	4	(住迹皇子)		泥部穴穂部皇子	4
泥部穴穂部皇女	3	3 泥部穴穂部皇子	3	泥部穴穂部皇女	3
住迹皇子	2	2 泥部穴穂部皇女	2	葛城皇子	2
茨城皇子	1	- 茨城皇子	1	茨城皇子	1
[一書(B)]	$\overline{}$	[一書(A)]		[本文]	

穴穂部皇子は、天香子皇子または住迹皇子の異名もあり、 書 $\widehat{\mathbf{B}}$

で

する点である。葛城皇子あるいは住迹皇子との兄弟関係が混乱している は、二男に住迹皇子の名もみえ混乱している。諸伝承で一致しているの 定しにくいが、少なくとも本来的な大兄的地位にあったのは茨城皇子で あり、穴穂部皇子でなかったことは確実である。 ため穴穂部皇子が次男(第三子)あるいは三男 長男の茨城皇子、四男の泊瀬部皇子、そして姉が泥部穴穂部皇女と (第四子) であったか確

は

明元年五月条の分註には「皇子家門」と表記されている。すでに用明朝 纂当時(あるいはそれ以後)の意識により家と表記された可能性が高い 用明朝の初期から皇子宮を経営していたと考えるのが妥当と考えられる。 を殺す許可を二人の大臣に簡単に承諾させるほどの実力者であったこと 初期において、穴穂部皇子を殯宮に入れなかったことを理由に三輪君逆 や「屋」がその宮内に存在したことが知られる。一方、 すなわち、『日本書紀』崇峻即位前紀に「穴穂部皇子宮」とみえ、「楼」 と思われる。 るよりも、宮号表記は皇太子に限定されるべきだという『日本書紀』編 であることからすれば、「皇子家」という表現は用明朝当時のものとす からすれば、この間に「家」から「宮」への格上げを想定するよりも、 「皇子家門」の表記が「門底」という用語の説明として加えられた分註 にもかかわらず穴穂部皇子は皇子宮を経営していることが確認される。 『日本書紀』用

王位継承の資格者としての地位を失格したことを想定し、 とされ、小姉君所生の長子茨木皇子(馬木王)が磐隈皇女を奸したため 荒木敏夫氏は、 穴穂部皇子は当初から大兄の地位にあったのではない 大兄の地位が

木皇子(馬木王)との質的な区別は想定しにくい。

用明朝の初期から確認され、当時まだ大兄たる地位にいたと思われる茨定されることになるが、有力な王族としての国政参与が後述するようにえば大兄の地位の移動に伴い「皇子家」から「皇子宮」への格上げも想同母兄弟間でスライドして穴穂部皇子に移譲されたとする。荒木説に従

定にも疑問がある。確かに『日本書紀』欽明二年三月条には、磐隈皇女を奸したため王位継承の資格者としての地位を失格したとの想さらに、荒木氏が指摘された小姉君所生の長子茨木皇子(馬木王)が

なったはずである。

其二曰:"磐隈皇女。更名夢皇女。初侍;"祀於伊勢大神。後坐,奸;"皇子茨

解

ころか、『日本書紀』敏達七年三月壬申条には、の行為が死に相当する大罪であることは雄略朝における伝承などから知の行為が死に相当する大罪であることは雄略朝における伝承などから知臣下の湯人が斎宮たる皇女を奸した場合や木工が采女を奸した場合にそとあるが、そのことにより大兄の地位を失ったことは明らかではない。

ならば、大兄であった用明は斎宮を奸したことが明らかであるにもかか朝において池辺皇子は用明以外には想定しにくいと思われる。もしそう伽藍縁起并流記資財帳』には、用明天皇(大兄皇子・橋豊日命)を池辺皇子とする用例が見られる。池辺双槻宮の宮号にちなむとすれば、敏達皇子とする用例が見られる。池辺双槻宮の宮号にちなむとすれば、敏達皇子とする用例が見られる。池辺双槻宮の宮号にちなむとすれば、敏達皇子とする用例が見られる。池辺双槻宮の宮号にちなむとすれば、敏達皇子とする用例が見られる。池と見え、斎宮である茂道皇女、侍ニ伊勢祠。即奸ニ池辺皇子。事顕而解。

「大兄の原理」によれば順当には第三子たる葛城皇子が継承することにような、小姉君所生の長子茨木皇子が王位継承の資格を失格したとしてもより王位継承資格者としての地位を失格したとの想定は成立しにくいこめげにもならなかったことが確認される。従って、荒木氏が主張されるわらず、即位したことになり、そうした事実は大兄の地位にとって何のわらず、即位したことになり、そうした事実は大兄の地位にとって何の

用明二年四月丙午条にも「皇弟皇子」という表記があり、す須売伊呂杼(皇弟)の名が用いられたことを重視したい。『日本書紀』のはどのような理由が考えられるであろうか。 ここでは、『古事記』欽のはどのような理由が考えられるで穂部皇子が皇子宮の経営主体になり得た

皇弟皇子者、穴穂部皇子、即天皇庶弟。

れる。すでに、『日本書紀』敏達十四年八月己亥条に、として、群臣に議論をさせている最中に、穴穂部皇子が園政に参与しうる有力な皇子であることを示している。こうした条にわざわざ「皇弟皇る有力な皇子であることを示している最中に、穴穂部皇子が園政に参与しうという注記がある。この条は、用明天皇が病を得て、三宝に帰依しよう

曰、何故事;,死王之庭、弗¸事;,生王之所; 也、三輪君逆、使"隼人相;,距於殯庭。穴穂部皇子、欲¸取;,天下。発憤称

とあり、敏達の殯に諸臣が侍している際、皇子は天下を取る意志を公表

王位継承上、優位に立つことが計算されたからであろう。用明の死後ににまで乱入して犯そうとしたのは、婚姻関係を持つことで異母兄弟間でに承諾させたことは先述した。おそらく敏達の妃であった炊屋姫を殯宮に承諾させたことは先述した。おそらく敏達の妃であった炊屋姫を殯宮にのまで乱入して犯そうとしたのは、婚姻関係を持つことで異母兄弟間でにまで乱入して犯そうとしたのは、婚姻関係を持つことで異母兄弟間でにまで乱入して犯そうとしたのは、婚姻関係を持つことで異母兄弟間である。用明朝に穴穂部皇子を殯宮に出し、「なぜ死王(敏達)の庭に仕え、生王(穴穂部皇子)のところに諸し、「なぜ死王(敏達)の庭に仕え、生王(穴穂部皇子)のところに諸

子'為*天皇'。 分'為*天皇'。 子'為*天皇'。 一方'、三度驚駭。 大連元欲'、去'、余皇子等'、而立'、穴穂部皇 は

母弟に対してのみ用いられる用語であるが、穴穂部皇子の兄に大王であ 然ではないと考えられる。「皇弟」という名称は本来、天皇(大王)の同 資格者であることは、 ている。このように、 用明が単に大兄皇子と称されていたことと対をなした用法といえる。(22) ことにちなんだ名称と考えざるをえない。しかも『古事記』ではわざわ て「皇弟皇子(スメイロドノミコ)」という称号が付されていたことは偶 とあるように、物部守屋は他の皇子をすて穴穂部皇子を擁立しようとし との意味は重要であろう。大兄の称を王族内の有力な王位継承資格者が がことさら固有名詞的に「皇弟皇子(スメイロドノミコ)」と称されたこ 明には多くの同母弟がいたにもかかわらず異母弟にすぎない穴穂部皇子 ざ須売伊呂杼という穴穂部と同じような固有名詞的な用い方をしており、 った者はおらず、『日本書紀』が注記するように用明天皇の庶弟である 穴穂部皇子は欽明の子の世代では有力な王位継承 群臣も認める存在であった。こうした地位に対し 用

の意味を有することは荒木氏が指摘する通りだが、この場合の「皇弟」使用すると、長子の意味だけにはとどまらない「ヒッギノミコ」として

の称号もそれに準じて考えるべきではなかろうか。

皇子宮の経営主体という本稿の視角からすれば、その経営は必ずしも皇子宮の経営主体という本稿の視角からすれば、その経営は必ずしもとでも称すべき異母兄弟間の継承や人格・資質をも問題にする副次的・とでも称すべき異母兄弟間の継承や人格・資質をも問題にする副次的に限って、こうした称号が補完的に用いられたと考えられる。「大兄の原理」のみにより王位継承は決定されるわけではなく、「皇弟の原理」をでも称すべき異母兄弟間の継承や人格・資質をも問題にする副次的・とでも称すべき異母兄弟間の継承や人格・資質をも問題にする副次的・とでも称すべき異母兄弟間の継承や人格・資質をも問題にする副次的・とでも称すべき異母兄弟間の継承や人格・資質をも問題にする副次的・は完けている。「大兄の時代」とされる継体朝以降も底流として存在したことが推測されるのである。

三大皇弟

皇子は『日本書紀』舒明二年正月戊寅条によれば、数の皇子宮の経営が確認されることである。後に天武天皇となる大海人る。この場合の特色は、穴穂部皇子の場合とは異なり、同母兄弟間で復同様な例は大海人皇子の皇大弟宮の場合にも検証することが可能であ

立..宝皇女.為..皇后。々生..二男一女。一曰..葛城皇子。近江大津宮御宇

天皇。 | 一日 . 間人皇女。 | 三日 . 大海皇子。 浄御原宮御宇天皇

とあるように、宝皇女の第三子であり大兄=長子とはされていない。(3) に

亦命,, 菟道守橋者、遮,,皇大弟宮舎人運,,私粮,事。

もかかわらず、『日本書紀』天武元年五月是月条には、

とあり、宇治の橋守が「皇大弟宮舎人」の私粮運搬を禁じているので、 大津宮周辺に大海人皇子の宮が経営されていたことが明らかとなる。(3)

一方、長子である葛城皇子(中大兄皇子)の宮殿経営については、

『日本書紀』皇極四年六月己酉条に

於是、或人說,,第一謡歌,曰、……此即宮殿接,,起於嶋大臣家、 与,,中臣鎌子連、 密図二大義、 謀、戮、入鹿、之兆也 而中大

とあり、 災"皇太子宮。時人、 また『日本書紀』大化三年十二月晦是日条には 大驚怪。

臣家に接して建てられた「宮殿」とは嶋宮を示すらしい。(5) と見え、皇子宮の経営主体であったことは確実である。特に前者の嶋大

まるとしなければならない。 的な根拠を提示されているわけではないので、作業仮説としての域に留 が検証されるべき事柄であり、 立が認められたと解釈される。しかしながら、 存を認めない立場をとり、中大兄皇子の即位後に大海人皇子の皇子宮造 夫氏は他の皇子宮との整合性から中大兄皇子と大海人皇子の皇子宮の併 子宮を経営した実例として位置づけることができる。ちなみに、 以上によれば、大海人皇子の宮は同母兄弟間において大兄以外にも皇 同時併存の有無については、 他からの類推で判断するは危険と思われ 同時併存を否定する積極 そのこと自体 荒木敏

> 時必ず嶋宮を利用していることが指摘できる ち、大海人皇子は壬申の乱の前後において倭京に宿泊しているが、その 皇子の宮が見えなくなることは確実である。しかし、 海人皇子が皇子宮を経営していた可能性も一方では指摘できる。すなわ まず、皇大弟宮は大津宮周辺に存在し、史料上、斉明朝以降に中大兄 近江遷都以前に大

『日本書紀』天武即位前紀天智十年十月壬午条

果安臣等送之。自,,菟道,返焉。 入,;吉野宫。時左大臣蘇賀赤兄臣·右大臣中臣金連; 或曰、虎着、翼放之。是夕、御,鳴宫。 及大納言蘇賀

『日本書紀』天武元年九月庚子・癸卯条

詣,于倭京、而御,嶋宮。

自:鳴宮:移:岡本宮

想定することも可能だが、 が高いと思われる。 を考慮すれば、孝徳朝に火災にあった「皇太子宮」は嶋宮以外の可能性 極朝に嶋宮に居住していたことが知られるが、弟あるいは祖母への伝領 これは近江遷都以前から大海人皇子と嶋宮は密接な関係にあり、皇子宮 いが、最終的に宮の主人となるのはこれ以後と考えられる。中大兄も皇 の同居を考慮すれば、それより以前の嶋宮への居住を妨げるものではな 大海人皇子の祖母)が没した天智三年六月が一つの目安となる。祖母と の時期は、 として利用されていたことにちなむと考えるのが自然である。その居住 嶋宮の居住者の一人と推定される嶋皇祖母命(糠手姫皇女、 「皇太子宮」を嶋宮に比定し、 宮の固有名称でなく、 潤色はあるもののわざ 祖母や弟との同居を

子の「皇太子宮」、大海人皇子の嶋宮)が想定できる。 を追ってみたい。 得たと思われる。しかも、同母兄弟間での皇子宮の同時併存(中大兄皇 宮に対してこうした表記はしにくいであろう。二人にとっての祖母を媒 に登場するのであろうか。まずは、 住した可能性が指摘でき、大兄=長子以外でも皇子宮の経営主体になり れるのである。 介として、同母兄弟間で嶋宮の伝領が早期におこなわれたことが推測さ 他的な空間を表現したとするのが自然であり、 紀』編者が律令制下の東宮を意識した上で、中大兄皇子を主人とする排 わざ「皇太子宮」という表記をしていることは、 「何時から」、「如何なる資格」を持った上で、有力な王族として国政上 大皇弟 大皇弟 太皇弟 大皇弟 皇弟 皇弟 称号 大兄ではない大海人皇子の皇子宮経営が想定されるとすれば、 以上によれば、 一作皇太弟 天皇 天皇 天皇 天皇 太子 (天智) 皇太子 中大兄皇子が即位する以前に、 ٢ ヒツギノミコ スメイロド 訓 ヒツギノミコ ス ーツギノミコ メイロ ۴, 大海人に付せられたその称号の変化 天智紀 天智紀 天智紀 孝徳紀 家伝 孝徳紀 巻 嶋皇祖母命が存命中は嶋 少なくとも『日本 大海人皇子が嶋宮に居 天智八年五月壬午条 天智七年五月五日条 摂政七年正月条 白雉五年十月朔条 記事 天智三年二月丁亥条 白雉四年是歳条 彼が 書 対応させて考えるのが妥当である。(28) えられる。大皇弟の大は称制時の潤色を含めて中大兄皇子の天皇即位と 子に対する皇弟、天皇に対する大皇弟・東宮という用字が対応すると考 称の大を付した大皇弟(オホスメイロド)が用いられ、皇太弟という皇 名称は、古訓では皇太子や東宮を示すヒツギノミコやマウケノキミの称 対する称号は、兄である中大兄皇子の地位に連動しており、 太子的な用字はほとんどされていないことが注意される。大海人皇子に(※) が一般的に用いられるが、 る「大皇弟」とを混同して論じる点が問題となる。大海人皇子に対する れているため、皇太子的な意味を持つ「皇太弟」と天皇の弟を原義とす 従来の通説では、「大皇弟」にヒツギノミコやマウケノキミの訓が 大海人皇子が国政に参与したことが明らかになる最初の記事は、 大皇弟 大皇弟 東宮 東宮 皇大弟 東宮 皇太子 東宮太皇弟 東宮太皇弟 東宮大皇弟 天皇 天皇 天皇 天皇 帝 ヒ ヒツギ ヒツギノミ 本来は皇弟(スメイロド)であり、それに美 ウケノキミ ウケノキミ ウケノキミ ウケノキミ ウケノキミ ウケノキミ ツギノミ ノミコ 天武紀 天武紀 天武紀 天武紀 天智紀 天武紀 天智紀 天智紀 天智紀 家伝 天武元年六月丙戌条 即位二年十月条 天武元年六月丙戌条 天武元年六月甲申条 天武元年五月是月条 天武即位前紀 天智十年十月庚辰条 天智十年五月辛丑条 天智十年正月庚申条 天智八年十月庚申条 太子・皇太 ん付さ 天智

為,藤原氏。

三年以後で、

『日本書紀』天智三年二月丁亥条

天皇命:大皇弟;宣"增"換冠位階名; 及氏神・民部・家部等事。

『日本書紀』天智八年十月庚申条

ほぼ一致する。

天皇遣。東宮大皇弟於藤原内大臣家、 授"大織冠,与"大臣位? 仍賜

下。

『日本書紀』天智十年正月庚申条

東宮太皇弟奏宣、或本云、大友皇子宣命。 施二行冠位法度之事。 大...赦天

天皇疾病弥留。 『日本書紀』天智十年十月庚辰条 勅喚"東宮、引"入臥内、

詔曰、朕疾甚。以,後事,属

云々。

前紀にしか見えず、天智紀には見えないことから、伴信友以来、 ているにもかかわらず、大海人皇子の立太子記事については、 ったわけではない。しかも、天智紀において皇太子的な表記や訓がされ のは明らかであり、立太子記事の前後で政治上の地位に大きな変化があ が、それより以前の天智三年から「大皇弟」として国政に参与している 為:|東宮:]| とあるように、中大兄皇子が即位した天智七年正月とされる(3) などの記事が指摘できる。立太子については「天命開別天皇元年、 天武即位 立太子 立

い

る。 皇子の祖母である嶋皇祖母命が没した天智三年六月以後と推定したが、 「大皇弟」として政治上の活動が確認されるのも、 先述したように大海人皇子が嶋宮の正式な主人となったのは大海人 同じ年の二月からで、

立しにくいと考える。(※) 人皇子の皇子宮造立を想定し、皇子宮の同時併存を認めない荒木説は成 接の関係がないといえる。従って、中大兄皇子の立太子後における大海 位にあったことで、中大兄皇子の即位および大海人皇子の立太子とは直 り得た第一の条件とは、中大兄皇子の弟という皇弟(スメイロド)の地 以上の考察によれば、 大兄でない大海人皇子が皇子宮の経営主体とな

兀 主稲と屯田司舎人

経営が天智七年以前からの可能性が高いことを別の角度から論じてみた 次は、 大海人皇子の皇子宮の機構を復元することにより、彼の皇子宮

大海人皇子の勢力基盤を論じる場合に必ず議論されるのは、 湯沐令と

『日本書紀』天武元年六月壬午条

屯田司舎人の性格である!

等 詔、「村国連男依・和珥部臣君手・身毛君広、日、今聞、 為、朕謀 害。 是以、 汝等三人、急往,1美濃国、告,1安八磨郡湯沐 近江朝庭之臣

令多臣品治、 宣二示機要ご 而先発,当郡兵° 仍経,国司等、

た皇弟(スメイロド)としての地位によって保証されていたと考えられ

の政治上の地位は皇太子的な立場ではなく、

一貫して兄の地位に付随し

の事実を疑う見解が存在する。したがって、天智朝における大海人皇子

郡、急塞..不破道。朕今発路。

『日本書紀』天武元年六月甲申条

『日本書紀』同日条

沐令田中臣足麻呂・高田首新家等、参』遇于鈴鹿郡。 越』大山、至』伊勢鈴鹿。爰国司守三宅連石床・介三輪君子首、及湯

次郎氏により、彼らは官僚ではあっても国家の封戸を預かる官吏ではな大海人皇子の美濃国安八磨郡にある湯沐令である多品治や田中足を、安八磨郡における湯沐邑の面積が広大で、湯沐令の権限が郡司よりと、安八磨郡における湯沐邑の面積が広大で、湯沐令の権限が郡司よりを、安八磨郡における湯沐邑の面積が広大で、湯沐令の権限が郡司よりを、安八磨郡におるとされた。ただし、湯沐令である多品治や田中足麻呂はいずれも国家の封戸をあずかる官僚であるが、その私的性格が否定できないのは、その源流が大化前代の壬生部ないし名代・子代の制に求められるからで、皇子とくに皇太子となるべき人の私経済を賄うべき土地として与えられたことによるとされた。ただし、湯沐令である多品治や田中足麻呂はいず与えられたことによるとされた。ただし、湯沐令である多品治や田中足麻呂がいず、皇子とくに皇太子となるべき人の私経済を賄うべき土地としてからで、皇子とくに皇太子となるべき人の私経済を賄うべき土地としてからで、皇子とくに皇太子となるべき人の私経済を賄うべき土地としてからで、皇子とくによるとされた。ただし、湯沐令である多品治や田中足族田健一氏による湯沐令およびも田司舎人の性格については、直木孝麻呂が高いた。

皇太弟大海人の直轄地を管理する春宮の職員であるとされた。(3)

一 諸王諸臣封戸 私注付 禄令所、注

太政大臣三千戸 太上天皇同之

左右大臣各二千戸 大納言八百戸

中宮湯沐邑二千戸 東宮二千戸後封

後封民部式所,注

中納言四百戸後封

参議八十戸後封

があることからすれば、東宮湯沐が二千戸に定まったのは早くてもこれ四日の太政官符案によれば、皇太子に対して封一千戸を賜うという記載ついては「後封」の記載から明らかとなる。さらに、宝亀四年二月二十と見え、養老令と『延喜式』の間に東宮湯沐の制度が定められたことに

の記載はどのように解釈すればよいであろうか。しないことが明らかである。それでは、孤立した壬申紀における湯沐令不明だが、天武紀の記載からはかなり時代が隔たり、制度史的には連続以後と考えられる。『新抄硌勅符抄』にある「民部式」が何時のものか

丁酉条に、 丁酉条に、 丁酉条に、

伝,|于子。至、是坐、殺;;高田寺僧。下、獄奪、封。兵乱。以;|私馬,|奉,|皇駕,|申,|美濃尾張国。天武天皇嘉、之。賜,|封戸,|前監物主典従七位上高田毗登足人之祖父嘗任,|美濃国主稲。属,|壬申

『続日本紀』が『日本書紀』とは異なる名称を採用していることから、中宮職の舎人が任命され、促稲使とも呼ばれていたとの指摘もある。(4)とある美濃国主稲高田毗登(欠名)と同一人物とされ、湯沐令は主稲ととある美濃国主稲高田毗登(欠名)と同一人物とされ、湯沐令は主稲と

紀が ながら多臣品治・ を運営する家政機関の職名であることを考慮しなければならない。 るものではなく、 沐令(主稲)の職が皇太子・東宮などの明確な制度的基盤を背景に有す 慣行があり、 区分も曖昧であったことが指摘できる。また、律令制下でも内膳司・ 前では明確な官司と官職の区分、さらには長官・次官・判官という職階 大弊司・造宮省・催造司などの官司には同時に二人の長官が任命される 申紀に限っても、 の区別なく「高坂王」と「坂上直熊毛」の二名が見えるなど、大宝令以 などを考慮すれば、それほど不自然ではないと思われる。すなわち、 分化および一官司二長官制の実例、皇子宮の私的な家政機関であること、 「湯沐令」が壬申紀では三名みえることについては、 「湯沐令」として三人の名を記すことと、 古くからの伝統が存在したと考えられること。さらに、 田中臣足麻呂・高田首新家の順で階層的な秩序が存在 本来は明確な官僚制秩序を持たない大海人皇子の家産 官職名の記載がなく単に 「倭京留守司」とあり、 その内部において不分明 官司と官職の 職階 湯 未

職員に限定する必要は何もないと思われる。したこと、とは矛盾しないと考えられる。従って、主稲を湯沐令の下級(タナ)

位置づけることができる。 位置づけることができる。

横田説に問題がないわけではない。

由緒を説明できた。その時の証言に、
由緒を説明できた。その時の証言に、
を直吾子籠だけが「倭屯田」の正の祖先淤宇宿祢はその由緒を知らず、倭直吾子籠だけが「倭屯田」の正の祖先淤宇宿祢はその由緒を知らず、倭直吾子籠だけが「倭屯田」のので、これからは自分が支配すると宣言した時、「屯田司」である出雲ので、これからは自分が支配すると宣言した時、「屯田司」である出雲ので、これからは自分が支配すると宣言した時、「屯田司」である出雲ので、これからは自分が支配すると宣言した時、「屯田司」である出雲ので、これからは自分が支配すると宣言した時、「屯田司」である出雲ので、これからは自分が支配すると宣言した時、「屯田司」である出雲ので、これからは自分が支配すると宣言した時、「屯田司」である出雲ので、これからは自分が支配すると宣言した時、「屯田司」である出雲ので、これからは自分が支配すると宣言した時、「中田司」である出雲ので、これからは自分が支配すると宣言した時、「屯田司」である出雲ので、これからは自分が支配すると宣言した時、「中田司」である出雲のでは、大皇の代間では、大皇の代に、大皇の代に、大皇の代間では、大皇の代別には、大皇の代に、大皇の代別には、大皇の代別に、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別には、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別が、大皇の代別では、大皇の代別には、大皇の代別では、大皇の代別の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別の代別では、大皇の代別の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別のは、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別では、大皇の代別のは、大皇の代別では、大皇の代別のは、大皇の代別のは、大皇の代別のは、大皇の代別のは、大皇のは、大皇の代別のは、大皇の代別のは、大皇の代別のは、大皇のは、大皇のは、大皇の代別のは、大皇の代別のは、大皇の代別のは、大皇の代別のは、大皇の代別のは、大皇のは、大皇の

之子、非"御字'者、不'得'意矣。是謂"山守地'非之也。田'也。是時、勅旨、凡倭屯田者、毎御宇帝皇之屯田也。其雖"帝皇伝聞之、於纏向玉城宮御宇天皇之世、科"太子大足彦尊、定"倭屯

太子のみにその管理が許されていた」と解釈し、「東宮が屯田を管理すとあることから、「倭屯田は天皇の屯田であるから天皇の予定者である

人皇子が東宮の資格で天皇に直属する屯田の管理を任されていたとするけれども、仁徳即位前紀を根拠に、土師連馬手を東宮舎人と解し、大海田氏の解釈を継承して、太子が屯田を管理したことを承認する説は多い。(3) る」という思想および事実性が存在したことを論じられた。以後も、横る」という思想および事実性が存在したことを論じられた。以後も、横

ていくのである。 従って、「東宮が屯田を管理する」という太子に大き(ミシ) 大中彦の屯田管理を否定する根拠としては薄弱なものとなる。 とになるが、そうなると「太子」とはされていないが最長子である額 ある太子(大兄)が屯田を管理するという思想が存在したのかというこ 制的秩序が整えられてくる推古朝以後において、 者および律令制の理念とは異なるとしなければならない。ならば、 な権限を与えるような思想は、 られた痕跡はなく、むしろ屯田(官田)は天皇の供御料田的性格を強め り、令制では中宮湯沐と比較するならば東宮に十分な経済的基盤が与え ばならないが、先述したように東宮制度が成立するのは持統朝以後であ 徳朝の史実としては認定できないとされている。もしそう とすれ こと、「御字」という表記は「治天下」よりも新しいこと、などから仁 たらしいこと、屯田司という進んだ管理形態は仁徳朝にふさわしくない いるように『古事記』に同様の説話がなく、「旧辞」には存在しなかっ 「東宮が屯田を管理する」という思想や事実は、 まず、仁徳即位前紀の説話の成立年代については、すでに指摘されて 天皇中心主義を強調する『日本書紀』編 同母兄弟中の年長者で 後世に確認されなけれ いずれに 官司

してもこの説話から「東宮が屯田を管理する」という思想および事実を

確認することはできないといえる。(3)

ある。 宇,者 えられ、 倭屯田者」とあるように、この屯田の特殊性を強調したにすぎない点で と通説に従って解釈するのがよいと思われる。ただし、留意すべきは屯 に属するもので、たとえ皇子でも即位しなければ掌ることができない」(G) やはり、「凡倭屯田者、 般について天皇のみが管理すると主張しているわけではなく、「凡 その他の屯田については、 不」得」掌矣」の部分は、「倭の屯田はつねに天下を統治する天皇 孝徳朝に「宜」罷,官司処々屯田、 毎御宇帝皇之屯田也。 天皇が独占していたわけではないと考 及吉備嶋皇祖母処々貸稲」と(55) 其雖,,帝皇之子、 非 三御

点が重要と思われる。 野」や「屯田」を管掌することができたことを「裏返し」に語っている 否定できなかったことであり、 山守命が一時的にせよ「山川林野」を管掌でき、長子である額田大中彦 「屯田」を管理することについて、 この説話から抽出すべき事項は、「太子」でも長子でもない次男 一般的には有力な皇子であれば「山川林 屯田司や「太子」でさえ、 明確に の 大

出

あるように、多様な管理形態があったらしい。

上によれば、 をとるため、 た倭の屯田も、 人により官司制的に管理されるようになったこと(等質化した管理形態 さらに、当初は在地豪族である倭直を通じて大王が直接に管理して 屯田 の量的拡大に伴う王権側の対応策として位置づけられる。 各屯田 当初は在地首長と大王との人格的隷属関係による直接的 やがて在地とは直接関係ない中間管理者たる水田司 の由緒は重要でなくなり、 忘却されていく) が指: の役 以 摘 Ų١

> う主張がなされたと推測される。
 毎御宇帝皇之屯田也。 を確認することが必要となり、 した屯田の分有状態が進行した段階において、 族が間接・ 視される)も、 支配であった屯田 直接に屯田の管理に介入することができたと思われる。 やがて、 (それゆえに在地首長と大王との関係を語る伝承が重 其雖,,帝皇之子、 その量的拡大に伴い、必然的に有力な王族や豪 有力な皇子たちに対して「凡倭屯田者、 非,调宇,者、 天皇による屯田の支配権 不、得、掌矣」とい こう

点に、 力な王族の家政機関の実体を考察することが可能となる。そのうちの 関係した水田という一面的な理解が一般であった。 に関する史料は少なく、令制下の官田における供御料田としての性格や 皇子の家政機関の構成員として位置づけることができる。これまで屯 定されるとするならば、 「屯田者、 土したいわゆる「長屋王家木簡」を利用すれば、 仁徳即位前紀の説話から有力な王族や豪族による屯田の分有管理が 毎御宇帝皇之屯田也」という語句からの類推により、 壬申紀に見える屯田司舎人も皇弟である大海人 しかし、近年大量に 奈良時代における有 天皇に 推

古 育 二 束 把 河智 夫 足二 一把

耳梨御田司進上

右四種進

~上婢

間 佐女 今月五日太津

園 を婢の間佐女に持参させたことを示している。 と墨書したものがある。これは耳成山周辺に所在した農園から野菜四と墨書したものがある。これは耳成山周辺に所在した農園から野菜四 への召使いたちの出勤簿として、 また、 木上に所在した

木上司等十一月日数進 忍海安万呂 新田部形見 日卅 夕廿六日廿七夕廿一 秦広嶋 日卅夕廿七

• 十一月卅日

人が派遣されていたことが知られる。可」とか「耳梨御田司」のように呼んでおり、現地の農園管理には使用王族の家政機関では、各地に所在する農園の現地管理事務所を「山背薗王族の家政機関では、各地に所在する農園の現地管理事務所を「山背薗と墨書したものがある。こうした木簡によれば、長屋王のような有力なと墨書したものがある。

563。 あら、『日本霊異記』上巻第五話によれば、厩戸皇子の「肺脯侍者」 さらに、『日本霊異記』上巻第五話によれば、厩戸皇子の「肺脯侍者」

た私領である屯田の管理に派遣されていた役人と推定される。 ・ ・ を考えられる。おそらく壬申紀に見える屯田司舎人土師連馬手も同 がの役人が存在した。「肺脯侍者」とは舎人と同様な存在であり、新田 がの役人が存在した。「肺脯侍者」とは舎人と同様な存在であり、新田 がの役人が存在した。「肺脯侍者」とは舎人と同様な存在であり、新田 はな存在として位置づけることが可能であろう。すなわち、馬手は大海 様な存在として位置づけることが可能であろう。すなわち、馬手は大海 様な存在として位置づけることが可能である。 ・ であり、新田 を記述されたもので、現地勤 自己が経営する所領の現地管理事務所として設置されたもので、現地勤 自己が経営するの「耳梨御田司」および厩戸皇子の「水田之司」はいずれも

人が、そのまま屯田司の役人になることは無理があるとして、単純に屯宮舎人で、屯田に派遣されていたとした。一方、直木孝次郎氏は東宮舎子が屯田の管理を担当することが可能であるとして、馬手は基本的に東矛盾をはらむ存在であることから、その説明に苦慮し、横田健一氏は太これまで「屯田司舎人」の表記が、律令官制の原則では理解しにくい

有力な王族の家政機関の役職名とすれば大きな矛盾はないだろう。観念に拘泥しすぎた解釈であり、長屋王家木簡などからの類推により、田司の役人と解された。いずれの説も律令官制および天皇の屯田という

組織の機構を維持していたと思われる。 組織の機構を維持していたと思われる。 は、中大兄皇子の即位以前から皇子宮を経営し、中大兄皇子の皇子宮とは別中大兄皇子の即位以前から皇子宮を経営し、中大兄皇子即位後のわずか数年でこうとが、大海人皇子の反乱部隊の中核になったことからすれば、中大兄皇子が維持した機構を単純に継承したとも考えられない。大海人皇子は機構を保持していたと思われる。

五 仲王·同母弟

ける彼の序列を示すもので、 れていた。 が からその宮を伝領したと考えられる。泊瀬仲王には、 は本来的には厩戸皇子の妃である膳菩岐々美郎女の宮で、 繰り返さないが、そこで得られた結論を敷衍して述べるならば、((6) 見てきた穴穂部皇子・大海人皇子以外には、軽皇子と泊瀬仲王がいる。 なおり、 このうち、泊瀬仲王の飽波宮については別稿で論じたことがあるので 長子以外で、皇子宮を経営していたことが確認されるのは、 彼女と山背大兄王の婚姻により泊瀬仲王の地位は大きく規定さ つまり、 彼の王名に使われた「仲」の用字は上宮王家内にお 姉春米女王の別称である「上宮大娘姫王」 姉として春米女王 泊瀬仲王は母 これまで 飽波宮

ただし、上宮王家を代表するのは山背大兄王であり、対外的に王位継承応したと考えられ、それは大兄の地位に準じていたことが想定される。彼が有した宮の経営権はこうした「仲王」という地位に対の「大娘」および山背大兄王の「大兄」に対して、二番目を意味したと

はあるが、王位継承上は大兄の存在に規制される「皇弟」と同様な位置地位は、「大兄」と同等とはなっていない。同じく皇子宮の経営主体で権を主張できたのは大兄たる山背王に限定されていた点で、「仲王」の

一方、後に孝徳天皇となる軽皇子についても、『日本書紀』孝徳即位

づけが「仲王」の名称に対しても可能と思われる。

天万豊日天皇、天豊財重日足姫天皇同母弟也。

と見えるが、

皇極三年正月乙亥朔条には、

前紀に、

于時、軽皇子、患脚不」朝。中臣鎌子連、 曽善』於軽皇子。 故詣

呂、而将』侍宿。

かである。 弟を示す「皇弟」と同じ意味で「同母弟」の用字がなされたことは明らとはないが、姉である皇極が先に即位していることからすれば、天皇のとあり、皇子宮を経営していたことが確認される。この場合は「皇弟」

細川山周辺に皇子宮の経営が想定され、位階でも兄の長皇子と同等の扱ただ、弓削皇子のみは、長皇子の弟であり長子ではないにもかかわらず、いるが、いずれも同母兄弟中の唯一子か第一子などに限定されている。(3)

いがなされている。

『万葉集』巻九―一七〇九番歌

献,,弓削皇子,歌一首

御食向ふ 南淵山の 巌には 落りしは誰か 消え残りたる

『日本書紀』持統七年正月壬辰条

以"浄広壱,授"皇子高市。浄広弐授"皇子長与"皇子弓削

が、実際にも『万葉集』巻二の一三〇番歌の題詞には、

これまで論じてきた「皇弟」の一人に含めることが可能のように思える

長皇子、与,,皇弟,御歌一首、

ることが確認される。とあり、長皇子の弟である弓削皇子に対して「皇弟」の称がなされてい

おわりに

渡彼

しろ少なく、穴穂部皇子や弓削皇子など大兄以外の有力な皇子に対するるが、必ずしも大兄に限定されないことが確認できたと思われる。皇子宮の経営は王族内の有力者がおこない、同母兄弟中の長子である大兄が質において卓越した人物が特に「皇弟」と称されてその経営権を認定されていた。「皇弟」は天皇の弟という一般的解釈が存在するが、実際のれていた。「皇弟」は天皇の弟という一般的解釈が存在するが、実際のれていた。「皇弟」は天皇の弟という一般的解釈が存在するが、実際の相でいた。「皇弟」は天皇の弟という一般的解釈が存在するが、実際の相でいた。「皇弟」は天皇の弟という一般的解釈が存在するが、実際の相でいた。「皇弟」と称されていた。

称号に対応して「大弟(オホイロド)」と称されていたことが推定される。 称号として用いられるのが一般的であった。「皇弟(スメイロド)」の用 ではなく、皇子宮の家産と家政機関を基礎に新たに再編されるのが原則 替わり」により旧大王宮の組織は原則として解体するので、 と考えられる。すなわち、当時の大王宮の経営実態を考慮すれば、「代 宮の経営主体であることが大兄の称号自体よりも実質的な意味を持った 大兄以外でも皇子宮の経営主体になり得ることは、王位継承上では皇子 面をより強く体現していると考えられる。誤解を恐れずに述べるならば、 より顕著に見出せるが、そのことが王位継承の絶対的基準になっていな 荒木敏夫氏も承認されるように、「長子優先の原理は『大兄の時代』に 字が天皇号の使用以前に遡れないとするならば、本来的には「大兄」の との意味は軽視すべきでない。 も「皇弟」が皇子宮の経営主体となり、王位継承資格者と認定されたこ されず、大兄に比較すればその数は少ないが、「大兄の時代」において になりうると思われる。すべての同母兄弟中の長子が必ずしも大兄と称 であり、皇子宮の経営手腕こそが大王即位にあたっての大きな評価基準 ないのであるから、外廷的機構が即位に伴って新たに付加されてくるの い」のであり、「皇弟」という存在は首長一般に要求された人格資質の側頜 継承され得

検討など、論じ残した点も多いがすべて今後の課題としておきたい。朝以降における解体政策や都城制とのかかわり、長屋王家木簡の総合的皇子宮について、本稿ではその経営資格に考察を限定したため、天武

註

- (1) 正確には王子と表記するのが正しいが便宜上、このように表記しておく。
- 代の日本』近畿一、角川書店、一九九一)。の経営」(『国史学』一四〇、一九九〇)、同「上宮王家と斑鳩」(新版『古鳩宮』の経済的基盤」(『ヒストリア』一一五、一九八七)、同「『斑鳩宮』とついて」(『日本歴史』四五一、一九八五)、同「『斑
- 拙稿「嶋宮の伝領過程」(『古代史研究』五、一九八六)。

 $\frac{2}{3}$

- 八五、初出は一九六四)。(4) 井上光貞「古代の皇太子」(同『井上光貞著作集』一、岩波書店、一九
- (5) 直木孝次郎「厩戸皇子の立太子について」(同『飛鳥奈良時代の研究』、

塙書房、一九七五、初出は一九六八)。

- 荒木敏夫「大兄論」(同『日本古代の皇太子』、吉川弘文館、一九八五)。七○)、田中嗣人「『大兄制』管見」(『続日本紀研究』一七八、一九七五)、荒木敏夫「書評門脇禎二著『大化改新』論」(『歷史学研究』三六三、一九代),井出久美子『大兄制の史的考察』(『日本史研究』一○九、一九七○)、
- 史』下、光文社、一九八〇)。 史』下、光文社、一九八〇)。
- (8) 大平聡「日本古代王権継承試論」(『歴史評論』四二九、一九八六)。
- 同『蘇我蝦夷・入鹿』(吉川弘文館、一九七七)、井出久美子前掲註(6)論九、のち同『「大化改新」史論』上〈徳間書店、一九九一〉として再刊)、(9) 門脇禎二「上宮王家滅亡事件」(同『「大化改新」論』、徳間書店、一九六
- 『古代天皇制史論』(創元社、一九八八)など。 田中嗣人『聖徳太子信仰の成立』(吉川弘文館、一九八三)、 寺西 貞 弘
- 郎などは大兄複数説をとる。(11) 門脇禎二・井出久美子氏などは大兄一人説をとり、井上光貞・直木孝次(
- ての大兄が持つ「宗主権」の継承にかかわる側面は否定していない。度としての「大兄制」は否定されるが、門脇氏が指摘した社会的通称としするのに対して、荒木敏夫氏は同じく皇位継承のみにかかわる相即的な制じ) 田中嗣人・寺西貞弘氏は大兄が単なる長子を意味する称号にすぎないと
-) 篠川賢「六・七世紀の『大兄』(『成城文芸』一三九、一九九二)。
- 井上光貞前掲註(4)論文所収の表―を修正。

- (15) 泊瀬王宮が飽波宮に比定されることについては拙稿「上宮王家と斑鳩」
- (16)『古事記』欽明段の所伝には、母が岐多志毗売命の姨、小兄比売とあり、二〉の頭注)。
- 記が散見する。 王も例外ではなかった。ただし、長屋王家木簡などの実例には「宮」号表(17) 家令職員令によれば、皇太子以外に「宮」号表記は許されておらず、親
- (18) 『日本書紀』雄略三年四月条、同十二年十月条。
- 用明天皇を池辺皇子とするのは独自の表記である。 分は『日本書紀』を参照したことが明らかで、奈良時代末の成立とするが、る研究」(同『日本建築史研究』、墨水書房、一九六八)によれば、縁起部(9)『寧楽遺文』中巻、 三八三~三九○頁。 福山敏男「飛鳥寺の創建に関す
- 証する必要があり、今後の課題としたい。(2) こうした異母兄弟間の婚姻関係と王位継承上の地位については、別途考
- (21)『日本書紀』崇峻即位前紀用明二年五月条。
- (22) 『日本書紀』欽明二年三月条。
- いて」(『東アジアの古代文化』一六、一九七八)など参照。ジアの古代文化』六、一九七五)、小林恵子「天武天皇の出自と年齢につどいう矛盾が存在する。水野祐「天智、天武年齢矛盾説について」(『東ア&』や『神皇正統記』などの史料では中大兄皇子よりも年長となっている。3)、なお、大海人皇子の年齢記載が『日本書紀』に見えず、『本朝皇胤紹運
- の再検討」(『史観』一一五、一九八六)で論じた。(4) いわゆる「大津京」が条坊制都城でないことについては拙稿「『大津京』
- (25) 前掲註(3)拙稿参照。
- 宀) 荒木敏夫前掲註(6)書、一○三頁参照。
- 欽明即位前紀・敏達四年正月是月条参照。(27)『日本書紀』天智三年六月条。なお、血縁関係については、『日本書紀』
- (28) 本間満「大海人皇子の皇太弟について」(『政治経済史学』一七一、一九

- 八〇。
- ごれた書品。に式即立有品。では、『日本書紀』で式即立有品。では、『日本書紀』で式即立有品。では、『日本書紀』で対したと考える。むしろ潤色の度合いは重出記事会皇弟皇子と同義)は存在したと考える。むしろ潤色の度合いは重出記事代の潤色であるが、皇弟(オホイロド)としての意味(穴穂部皇子に対すたされる宗味はなく、中大兄の即位と対応させた美称の「大」は明瞭な後太子的な意味はなく、中大兄の即位と対応させた美称の「大」は明瞭な後、これを書記』ではない。
- (30)『日本書紀』天武即位前紀。
- の実例が平安初期まで存在しないことが指摘されている。大海人皇子の立太子を疑う根拠として、確実な即位元年の立太子や皇太弟本間満前掲註(2)論文、荒木敏夫前掲註(6)書など。本間論文によれば、直木孝次郎「天智天皇と皇位継承法」(『人文研究』六―九、 一九五五)、(伴信友「長等の山風」(『伴信友全集』四、国書刊行会、一九〇七~九)、
- という点では、立太子説との明瞭な差異はないことになる。という点では、立太子説との明瞭な差異はないことで動して大きく変化するされる。大海人皇子の地位が中大兄皇子の即位と連動して大きく変化する位にともない、大兄的な地位の継承と、皇子宮の造立が同時に行われたと位にともない、大兄皇子の立太子を認めないのであるが、中大兄皇子の即
- 天平の世界』、創元社、一九七三)。(3) 横田健一「壬申の乱前における大海人皇子の勢力につ い て」(同『白鳳
- 良時代史の研究』へ塙書房、一九六八〉に所収)。(34) 直木孝次郎「主稲考」(『続日本紀研究』 一一二、一九五四、のち同『奈(34)

荒木敏夫前掲註(6)書参照。皇太子制度および東宮機構の成立は都城制

- (36)『令義解』禄令食封条。 の成立とも連動し、持統朝の軽皇子以後と考えられる。
- (37)『大日本古文書』編年二一、二七七~二七八頁。

(皇太子)に限定されるものでないことは明らかである。が述べるように、中国の官制にはなく、法制化されたものとは考えられなり、。また、横田健一氏は『新撰姓氏録』右京神別下に見える丹比宿袮の伝料されるように、中国の官制にはなく、法制化されたものとは考えられなのち同『日本古代政治の展開』へ法政大学出版局、一九九一〉に所収)が批のち同『日本古代政治の展開』へ法政大学出版局、一九九一〉に所収)が批のち同『日本古代政治の展開』へ法政大学出版局、一九九一〉に所収)が批

- (39) 前川明久前掲註(38)論文。
- 七)。(4)) 今井啓一「壬申の乱と美濃国」(『大阪障蔭女子大学論集』五、 一 九 六
- (41) 直木孝次郎註(34)論文。
- (3) 『日ははは変素・1975年 1978年 1988年 1987年 1987年
- (43) 『日本三代実録』仁和三年三月一日条。
- 収)。『田中卓著作集』五 ・壬申の乱とその前後<国書刊行会、一九 八 五>に所(4) 田中卓「壬申の乱の開始」(『続日本紀研究』 一一六、 一九五四、 のち
- (45)『日本書紀』天武元年六月甲申条・己丑是日条。
- 吉川弘文館)。(46) 直木孝次郎「一官司二長官制について」(『古事類苑月報』四、一九六七、(46) 直木孝次郎「一官司二長官制について」(『古事類苑月報』四、一九六七、
-) 拙稿「『斑鳩宮』の経営」前掲註(2)論文。
- (3)論文。
- 館野和己「屯倉制の成立」(『日本史研究』一八九、一九七八)。(5) 小林敏男「稲置・屯田の一考察」(『古代文化』二八一九、 一九七六)、
- 九七五)。 次郎「屯倉の管理形態について」(同『飛鳥奈良時代の研究』、塙書房、一次郎「屯倉の管理形態について」(同『飛鳥奈良時代の研究』、塙書房、一(51) 米田雄介「ミヤケの再検討」(『ヒストリア』三五、 一九六三)、 直木孝
- (52) 『令集解』田令置官田条所引古記。
- (5) 横田氏は『古事記』が倭屯田設置を景行朝とするのに対して、『日 本一

- 在したことによると考えられる。が垂仁・景行の宮所在地(纏向珠城宮・纏向日代宮)である纏向付近に所意味があるとするが、直木孝次郎前掲註(51)論文が述べるように、倭屯田紀』がわざわざ大足彦が太子であった時(垂仁朝)の設置を強調するのは
- 一九八八)。 (54) 岸俊男『『額田部臣』と倭屯田」(同『日本古代文物の研究』、塙 書 房、(54) 岸俊男
- 『日本書紀』大化二年三月辛巳条。

55

- (56) 直木孝次郎前掲註(51)論文。
- に京外から召集した木簡もある(同二一、八頁)。(56) 同前二一、二八頁。同二五、二八頁。この他、舎人四人を和銅七年九月
- 九九○〉)。 九九○〉)。 九九○〉)。 九九○〉)。 大子町教育委員会『播磨国鵤荘現況調査報告』■<一 大器が数点出土している(兵庫県教育委員会『丁・柳ケ瀬遺跡発掘調査報 地ヶ瀬遺跡(鵤庄域の東に隣接)から「大伴」の墨書を有する奈良時代の 柳ヶ瀬遺跡(鵤庄域の東に隣接)から「大伴」の坪名があり、姫路勝原区の丁・ 庄絵図」には東南条に「大伴」「又大伴」の坪名があり、姫路勝原区の丁・ 庄絵図」には東南条に「大伴」「又大伴」の坪名があり、姫路勝原区の丁・ 上総図」には東南条に「大伴」「又大伴」の坪名があり、姫路勝原区の丁・
-) 直木孝次郎『壬申の乱』(塙書房、一九六一)。
- 61) 拙稿「上宮王家と斑鳩」『斑鳩宮』の経営」前掲註(2)論文。
- の探求』<塙書房、一九八四>)など。63) 岸俊男「皇子たちの宮」(『明日香風』一、一九八一、のち同『古代宮都
- 荒木敏夫前掲註(6)書、二〇七頁。

64

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

Management of Prince's Palace ——The Eldest Prince and Imperial Brother——

Nitō Atsushi

The term, "Prince's Palace" is used to mean a royal palace which is the main residence of a prince and run separate to the imperial palace, in ancient times. This paper aims to examine what kind of royal person was able to become the head of a prince's palace, and under what conditions.

As a result, it was confirmed that the head of a prince's palace was not necessarily limited to the eldest brother, though there was a close connection with the eldest-prince system. An influential member of royalty with the right of succession to the throne was in charge of the management of the prince's palace. The eldest prince, that is the eldest of brothers born from the same mother, became the head in most cases. However, the right to manage the palace was often authorized to a brother born from a different mother, but gifted with excellent character and talent. Such a brother was given the special title of "Imperial Brother (Sumeirodo)". Princes Anahobe-no-miko, Hatsuse-no-Naka-no-ō, Karu-no-miko, Ōama-no-miko, and Yuge-no-miko are considered to be examples of such princes. There exists a conventional understanding that "Sumeirodo" meant a brother of the Emperor. However, an examination of examples of usage shows that there were in fact few Imperial Brothers whose brother born from the same mother was on the throne, as the conventional theory supposes. The term was generally used as a title for influential princes, such as Anahobe-no-miko and Yuge-no-miko, who were not the eldest of brothers. If we assume that the usage of "Sumeirodo" cannot date back to before the use of the title of "Tenno" (Emperor), it may be supposed that these princes were originally called "Oirodo", as opposed to the title of "eldest brother".

However, we should note the fact that not all *Irodo* princes of the same generation as the Emperor were called "Sumeirodo". It may be considered that only when there was a prince of outstanding character and talent among the second and subsequent brothers, the title of "Sumeirodo" was used supplementarily. The succession to the throne was not determined only by the "principle of the eldest brother". It is supposed that there underlay a secondary and supplementary principle of succession, which may be called the "principle of Sumeirodo". It allowed for the possibility of succession from among brothers born from different mothers and took into account the character and talent of the successor, even after the Keitai era, which is regarded as the "age of the eldest brother".